

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の11第2項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項において準用する第9条の6第3項 （番号又は記号の打刻） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条の2（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号 の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：